

案件名称	令和8年度平野区役所ほか2施設 一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)
<p data-bbox="746 1014 906 1070">仕様書</p> <p data-bbox="635 1637 1018 1693">大阪市平野区役所</p>	

1 案件名称

令和8年度平野区役所ほか2施設一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

令和8年4月1日(契約締結日)から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量

(概算) 5,440kg

平野区役所	(概算) 5,310g
平野区北部サービスセンター (以下北部サービスセンター)	(概算) 70kg
平野区南部サービスセンター (以下南部サービスセンター)	(概算) 60kg
計	(概算) 5,440kg

上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

平野区役所	大阪市平野区背戸口3丁目8番19号(庁舎北側ごみ置き場前)
北部サービスセンター	大阪市平野区加美鞍作1丁目9番3号
南部サービスセンター	大阪市平野区長吉出戸5丁目3番58号

(3) 収集日、収集時間、収集回数

平野区役所	週2回以上とする
北部サービスセンター	週1回以上とする
南部サービスセンター	週1回以上とする

土・日・祝及び年末年始(12月29日～1月3日)をのぞく9時30分から16時15分までを基本とする。ただし、発注者の監督職員が別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

7 提出書類

- (1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。(別紙-1を参照)
業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書(別紙-2を参照)を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書(別紙-3を参照)を作成し、発注者へ提出すること。
- (4) 受注者が発注者に対し、部分払を請求する際は、別紙-4を参考に業務中間報告書(部分払検査願)を提出すること。
- (5) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

8 使用車両

- (1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、発注者が定める提出書類及び必要書類を提出し承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。
- (3) 本業務に使用する車両については、車両使用に係る特記仕様書(別添)に適合するものを使用すること。

9 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路(往復)
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線(※1)
その他	高速道路又は夢舞大橋(※2)
(※1)搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。	
(※2)搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。	

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10 自動計量システムICカード

自動計量システムICカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11 収集運搬量

発注者が廃棄物の重量を計測し、その数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

12 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 作業にあたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。

- と。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることをしないよう十分に配慮すること。
 - (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
 - (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
 - (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。
 - (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。
 - (7) 本業務で収集したごみに他のごみを積み合わせることなく、処理施設に搬入すること。

13 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

14 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

15 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細(別紙-5)の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

概算契約の内訳明細(別紙-5)については、業者決定後、発注者と協議を行う。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪府に帰属する。

18 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

19 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 本事業については、令和8年度予算が大阪市議会において可決・成立しない場合は契約の締結は行わない。また、その場合に参加者において損害が生じたときであっても、本市はその損害について一切負担しない。

20 事業担当

平野区役所総務課（平野区背戸口3-8-19）
電話 06-4302-9631

業 務 責 任 者 通 知 書

令和 年 月 日

大阪市平野区長 様

受注者 所在地

商号又は名称

代表者名

次のとおり定めましたので通知します。

記

1 委 託 名 称:令和8年度平野区役所ほか2施設一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)

2 業務責任者名:

業 務 計 画 書

令和 年 月 日

大阪市平野区長 様

受注者 所在地

商号又は名称

代表者名

1 委 託 名 称:令和8年度平野区役所ほか2施設一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)

2 履 行 期 間:(自)令和8年4月1日 (至)令和9年3月31日

3 曜日別収集場所

	月	火	水	木	金
平野区役所					
平野区北部サービスセンター					
平野区南部サービスセンター					

(注)収集場所ごとに収集を行う曜日が分かるようにすること。

業務完了報告書（完了検査願）

令和 年 月 日

大阪市平野区長 様

所在地

受注者 社 名

代表者名

下記にかかる業務について完了しましたので、検査をお願いします。

記

業務名称	令和8年度平野区役所ほか2施設一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)
業務場所	平野区役所、平野区北部サービスセンター、平野区南部サービスセンター
契約年月日	令和 年 月 日
完了期限	令和 年 月 日
出来高基準 年月日	令和 年 月 日

添付書類

※履行内容が分かるものを添付すること

業務中間報告書（部分払検査願）

令和 年 月 日

大阪市平野区長 様

所在地

受注者 社 名

代表者名

下記にかかる業務について一部完了しましたので、検査をお願いします。

記

業務名称	令和8年度平野区役所ほか2施設一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)
業務場所	平野区役所、平野区北部サービスセンター、平野区南部サービスセンター
契約年月日	令和 年 月 日
完了期限	令和 年 月 日
出来高基準 年月日	令和 年 月 日

添付書類

※請求に係る既履行部分分かるものを添付すること

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。